

2026 年度 広島県縮景園での撮影行為について

平素より当園をご利用いただき、誠にありがとうございます。

行事のための前撮り、記念撮影及び広告媒体用撮影など、撮影技術者が撮影機器を用い、複数名のスタッフとともに被写体を写真・映像を撮影する行為（以下「撮影行為」という。）についてのご案内です。次の遵守事項が守られていない場合や、来園者から苦情等が寄せられた場合には、予告なく撮影行為を禁止させていただくことがありますのでご承知ください。

縮景園は、国の名勝に指定された文化財庭園です。遵守事項に従って撮影していただき、全ての来園者により良いひとときを過ごしていただけるように皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

1 撮影規制日

縮景園内での行事や混雑が予想される日について、事業者による撮影行為の規制日（撮影できない日）を設定しています。

別紙カレンダーの「×」日が撮影規制日です。

2 撮影行為の申請について

(1) 事前申請が必要な撮影行為

※広島県に許可の申請が必要。

- ・撮影行為及び被写体を商業利用とする撮影（事業者による前撮りは除く）
- ・事業者がモデルを被写体とする撮影
- ・芸術、学術等に関連する写真及び映像・動画の撮影
- ・一定時間（10 分程度）を超える定点での撮影（縮景園事務所へ問い合わせください）

(2) 当日、受付で申請する撮影行為

- ・事業者による婚礼、成人式、七五三などの記念撮影、前撮り

(3) 申請が不要な撮影行為

- ・個人で楽しむための風景、樹木などの撮影

◎上記に記載が無い行為、不明瞭な点は縮景園事務所へお問合せください。

3 撮影行為の遵守事項

- ・大きな声を出さないこと。

※撮影時のポーズのリクエストや誘導時にご注意ください。

- ・他の来園者の通行を妨げないこと。

※被写体、撮影者、スタッフ、機材にご注意ください。

- ・撮影時、一か所に長時間（10 分程度以上）留まらないこと。

- ・園内の設置物を動かさないこと。

- ・柵を超えており、草花への接触、樹木に寄りかかったりしないこと。

- ・食事、飲酒、喫煙をしないこと。

- ・危険物（火気、刃物等）、浮遊物、生花を含む植物、ペットを持ち込まないこと。

- ・混雑時の撮影は遠慮していただくこと。

- ・撮影時に発生したゴミ等は持ち帰ること。
- ・撮影時に発生した器物、建造物の破損は直ちに事務所へ連絡し、その責任を負うこと。
- ・レフ版、照明機器、脚立は使用しないこと。
- ・ドローン、自撮り棒、ウェーブルカメラなどを利用した高角度の撮影はしないこと。

4 注意事項

- ・撮影行為についての許可は園内利用について撮影が優先されるものではありません。
- ・名簿への記入は撮影についての簡易申請であり、撮影行為によるトラブルについて当園が責任を負うものではありません。
- ・当園より撮影に要する物品の貸し出し等は行っておりません。
- ・事務所での荷物の預かりはお断りします。
- ・指定管理者は園内の安全管理のため、撮影行為者が遵守・注意事項に従っていない時には警告することができるものとし、これに従わない場合は撮影禁止とし退園していただきます。

5 撮影行為の流れ

園内の撮影行為について、2(2)(3)は、事前連絡や予約は不要です。

事前に撮影規制日（撮影できない日）ではないことを確認し、次の手順で撮影行為をしてください。

- ① 事前申請→許可（2(1)）
- ② 縮景園着（2(1)(2)共通）
- ③ 入園受付
 - ・撮影に係る方全員が揃わいたら代表者が受付窓口に起こしください。
 - ・当園受付表に、
　　日付、事業社名、担当者名、事業所電話番号（※固定電話）、撮影目的、人数、入園時間等をご記入いただきます。
 - ※ 名簿への記入を以って撮影においての遵守事項に同意されたものとします。
 - ・人数分の入園料をお支払いください。（減免については受付でご確認ください。）
 - ・領収書は退園時にお渡しします。
 - ・撮影者パスをお渡します。
- ④ 撮影
- ⑤ 退園受付
 - ・退園時間をご記入ください。
 - ・撮影者パスを返却（回収）します。
- ⑥ 退園

6 開園時間

3月16日～9月15日 9:00～18:00 （入園は17:30まで）

9月16日～3月15日 9:00～17:00 （入園は16:30まで）

休園日：12月29日～12月31日

※撮影規制日は別紙

2026年度カレンダー

撮影規制日

29.30.31日は休園日です